

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年8月28日(金) 午前9時30分から午前10時02分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】</p> <p>出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員</p> <p>欠席：19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席18名)】</p> <p>出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席36名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.21～No.22 2件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.13～No.14 2件
- 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3013～No.3014 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5010 1件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.71～No.78 8件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、19 番樋口佐登子委員 1 名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第 1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5 番園田委員、6 番松澤委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第 2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1 頁をご覧ください。 21 番下早川地区の件ですが、東川原地内の 2 筆 546 m²について、山林になっております。 22 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰 2 丁目地内の 3 筆 990 m²について、集会所及び駐車場敷地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>13番、14番は中間管理機構を通じた貸借の解約ですので一括して説明いたします。上早川地区、中野地内の1筆521㎡について、耕作条件が悪いため解約するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>中間管理機構を通して10年契約だと思いますが、その処理はどうなりますか。</p>
伊藤主査	<p>中間管理機構を通じた場合、地主と機構の契約と、機構が耕作者へ転貸する契約が出てきます。途中で解約するとどうなるかということですが、耕作者が変わる場合は移転という形になります。今回のようにどちらも解約となりますと、双方の同意のもとで解約となります。</p>
片山委員 伊藤主査	<p>10年の縛りがあったと思いますがそれはどうなりますか。</p> <p>他の法令で縛りがある場合は別途検討となりますが、そういったものがない場合は、基本的には解約に合意されていますので、このまま手続きを進めさせていただきます。</p>
片山委員	<p>機構集積協力金等の関係がない場合、所有者の方も同意すれば、当初10年契約だったとしても、解約できるということですね。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第3号 農地使用貸借契約の解約について></p> <p>報告第3号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p>

<p>議長</p>	<p>1 番青海地区の件ですが、上路地内の1筆1,040 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>日程第3＝付議事項</p>	
<p>議長</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>石曾根主任主事</p>	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。 3013 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆222 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、広域農道上覚谷根線沿いの場所です。譲渡人は、兼業で全ての農地管理が難しいため、申請地を譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 3014 番青海地区の件ですが、青海地内の4筆1,224 m²について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、大沢バス停近くの場所です。譲渡人は県外に在住しており、耕作が困難なため、申請地を譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2</p>

	<p>項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、青海地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
<p>議長 松澤一委員</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 青海の件ですが、地目が畑となっていますが、現在は何か耕作されているのでしょうか。</p>
<p>水島係長</p>	<p>多くが畑として耕作されています。耕作していない部分もきれいに管理されています。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。 5010番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,209㎡について、工場及び事務所敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道大川原3号線沿いの場所です。申請人は、業務拡張に伴い、現在の工場・事務所では手狭になってきたため、本社を移転することとし、申請地に工場・事務所を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、工業地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。</p>

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ んのので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、8件ございます。この うち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが5件ござ います。まず、川合委員の案件を先に審議しますので、川合委員、退 席をお願いします。 〔川合委員退室〕
議長 石曽根主任主事	事務局の説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。 72番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の3筆2,507㎡について、更新 するものです。 73番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の2筆1,222㎡について、更新 するものです。 74番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の2筆1,572㎡について、更新 するものです。 75番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の2筆1,710㎡について、更新 するものです。 76番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の2筆1,159㎡について、更新 するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本 案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔川合委員入室〕
議長 石曽根主任主事	その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。

	<p>71 番磯部地区の件ですが、仙納地内の2筆 610 m²について、更新するものです。</p> <p>77 番青海地区の件ですが、上路地内の1筆 836 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>78 番青海地区の件ですが、上路地内の1筆 1,040 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9/30(水) 午前9:30～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>